

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月15日	
条例の題名	三重県家畜商講習会手数料条例		公布日	昭和62年7月7日
条例番号	昭和62年三重県条例第19号		直近改正日	なし
所管部局課	農林水産部農畜産課		電話番号	059-224-2541
条例の概要	家畜商法第3条第2項第1号及び第4条の2第1項の規定に基づく講習会を受けようとする者に対し、講習会手数料の徴収等に関し、必要な事項を定めるものである。			条例の類型 法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	家畜商法第4条の2で都道府県は講習会受講の機会を確保するとされており、講習会開催に当たり必要な経費を手数料として徴収することは妥当である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	講習会の開催は都道府県が指定した者が行うこととなっており、公的な関与は必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	近年の講習会開催はないが、今後他県の開催状況に応じては開催を行う必要がある。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第227条、第228条第1項の規定による。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	いいえ	他県の手数料を勘案すると、見直しが必要と考える。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	家畜商講習会は家畜商免許を取得しようする者を対象した講習会に対する手数料であり、効果は講習会受講者に限定される。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	家畜商講習会受講者を対象とするため、手数料負担は受講者に限定される。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条例の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無
廃止を検討する。	条例の改正が長期間行われておらず、また他県の手数料設定額も勘案すると、見直しの検討を要する。また手数料のみを記載しており、他の家畜商にかかる手数料については三重県手数料条例に規定されているため、本条例を廃止して、三重県手数料条例に規定し統合するのがよいと考える。			